

記載要領等	耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書
-------	---

《使用目的》

この承認申請書は、贈与税又は相続税の納税猶予の適用を受けている人が、障害、疾病などの事由により納税猶予の適用を受けている農地、採草放牧地及び準農地（以下「特例農地等」といいます。）の全部又は一部を自己の農業の用に供することが困難な状態となった場合において、特例農地等を地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権（以下「賃借権等」といいます。）の設定（平成 28 年 4 月 1 日以後の区分地上権の設定を除きます。）に基づく貸付け（以下「営農困難時貸付け」といい、営農困難時貸付けを行った特例農地等を「営農困難時貸付農地等」といいます。）を行っている場合に、当該営農困難時貸付農地等につき耕作の放棄（農地について農地法第 36 条第 1 項の規定による勧告等があったことをいいます。以下同じです。）又は賃借権等の消滅があり、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 1 年を経過する日までに新たな営農困難時貸付けを行う見込みであることにつき所轄税務署長の承認を受ける場合に使用してください。

《提出期限》

この承認申請書の提出期限は、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内です。

《記載要領等》

- 1 この承認申請書で贈与税について承認の申請をするときは、本文中の「第 70 条の 6 第 28 項」、「第 28 項」及び「第 40 条の 7 第 57 項」の文字を、相続税について承認の申請をするときは、「第 70 条の 4 第 22 項」、「第 23 項」及び「第 40 条の 6 第 55 項」の文字を二重線で抹消してください。
- 2 この承認申請書の本文中の「耕作の放棄」又は「賃借権等の消滅」は、耕作の放棄があった場合には、「賃借権等の消滅」の文字を、賃借権等の消滅があった場合には、「耕作の放棄」の文字を二重線で抹消してください。
- 3 「2 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等の従前の借り受けていた者等に関する事項」の「存続期間の満了前に賃借権等の消滅がありました。その事情は次のとおりです。」は、賃借権等の存続期間の満了前に賃借権等の消滅があった場合に記載してください。
- 4 「3 新たな営農困難時貸付けを行う見込みに関する事項」の「新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日」欄は、承認の申請に係る特例農地等ごとに新たな営農困難時貸付けを行う予定年月日が異なる場合には、本表には記載せずに「耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 付表」の所定欄に記載してください。
- 5 この届出書には付表もありますのでご注意ください。
- 6 この承認申請書の添付書類は「『耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書』の添付書類一覧」のとおりですので、該当する書類を承認申請書に添付して提出してください。
- 7 耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等について、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に新たな営農困難時貸付けを行った場合又は自己の農業の用に供した場合には、耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった日から 2 月以内に、別途、届出書の提出が必要です。詳しくは税

＜耕作の放棄又は賃借権等の消滅があった営農困難時貸付農地等に係る新たな営農困難時貸付けに関する承認申請書 記載要領等＞

務署にお尋ねください。